

# ●申告相談は2月12日(水)から3月16日(月)まで

(2月12日(水)～2月14日(金)は、収入が公的年金のみの方が対象です)

## 【申告受付時間】

午前の部 午前8時30分～11時  
午後の部 午後1時～3時30分

◎午前8時から番号札を配布します。

- 伊奈庁舎…2階会議室1前
- 谷和原庁舎…2階第1会議室前

## 【申告会場】

伊奈庁舎…2階会議室1・2  
谷和原庁舎…2階第1・2会議室

※申告相談は、午前8時30分からです。今回の申告から利用者識別番号IDの取得にご協力をお願いします。

※個人情報保護の観点から、早朝から並んでいただいても午前8時までは庁舎内には入れません。

期日	会場	伊奈庁舎2階会議室1・2	谷和原庁舎2階第1・2会議室
		対象地区	対象地区
2月12日(水)		小張・豊・三島・東地区 (収入が公的年金のみの方)	谷原・十和・福岡地区 (収入が公的年金のみの方)
2月13日(木)		板橋地区 (収入が公的年金のみの方)	小絹地区 (収入が公的年金のみの方)
2月14日(金)		谷井田地区 (収入が公的年金のみの方)	みらい平地区 (収入が公的年金のみの方)
2月17日(月)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【谷原地区】全地区
2月18日(火)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【谷原地区】全地区
2月19日(水)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【谷原地区】全地区
2月20日(木)		【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【みらい平地区】全地区
2月21日(金)		【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【みらい平地区】全地区
2月24日(月・祝)		地区の指定はありません	地区の指定はありません
2月25日(火)		【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【みらい平地区】全地区
2月26日(水)		【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【みらい平地区】全地区
2月27日(木)		【板橋地区】伊奈東	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
2月28日(金)		【板橋地区】伊奈東	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
3月1日(日)		地区の指定はありません	地区の指定はありません
3月2日(月)		【板橋地区】伊奈東	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
3月3日(火)		【谷井田地区】山谷、上平柳、中平柳、下平柳	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
3月4日(水)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
3月5日(木)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
3月6日(金)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月9日(月)		【東地区】全地区	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月10日(火)		【小張地区】全地区	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月11日(水)		【小張地区】全地区	【小絹地区】絹の台
3月12日(木)		【小張地区】全地区	【小絹地区】絹の台
3月13日(金)		指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月16日(月)		指定日に申告できない方	指定日に申告できない方

※申告会場混雑防止のため地区割を指定していますが、指定日に申告が難しい場合は、異なる日でも両庁舎で申告ができます。

≪市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ≫  
伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111 (内線 2306・2307)  
住所 〒300-2395 つくばみらい市福田195番地